

2025年11月改訂 USPTO「AI支援発明」ガイダンス詳細レポート

要約

2025年11月26日、米国特許商標庁（USPTO）はAI支援発明に関するガイダンスを改訂し、**AI（人工知能）を用いて創出された発明の発明者認定や特許適格性に新たな指針を示しました**。本改訂のポイントは、**AIを発明プロセス上のツールと位置付け、人間の発明者による従来通りの貢献を重視する一方で、前政権期のガイダンスで導入された特別な評価基準を撤廃したことにあります** ¹ ²。具体的には、**AI支援発明にも他の発明と同一の発明者認定基準を適用し、AI自体は発明者とみなさないとの明確な立場を示しました** ²。これにより、**AIの助力を得た発明であっても適切な人間の発明者がいれば特許取得は可能であり、企業は安心してAI技術を研究開発に活用できる環境が整えられます** ³。

本レポートではまず、今回のガイダンス改訂の背景と変更内容を整理します。次に、**AI支援発明の特許適格性および発明者の定義に関する新たな見解を解説し、米国国内の特許出願・審査・係争実務への影響を考察**します。また、**技術開発現場や企業の知財戦略に与える影響**（例えばAIツール使用時の発明者記載方針の見直し等）についても言及します。さらに、**米国外の主要地域（特に日本・欧州・中国）における制度との比較**を行い、各国の対応状況とそこから得られる示唆を示します。最後に、**今後の実務上の留意点と企業が講じるべきアクション**について提言します。経営層やR&D・知財部門の幹部に向け、以上の観点を網羅した詳細な分析を以下に報告します。

1. ガイダンス改訂の背景と変更内容

背景： AIの飛躍的進歩に伴い、**AIが発明プロセスに関与するケースが増加**しています。従来の特許制度は「発明者＝人間」であることを前提としており、近年**AIが創出した発明を誰が発明者として扱うべきか**という問題が国際的に議論されてきました。著名な例として、AIシステム「DABUS」を発明者に指名した特許出願（いわゆる「DABUS事件」）が世界各国で争われ、米国でも連邦巡回控訴裁判所が「**発明者は自然人に限られる**」との判断を示しています ⁴ ⁵（Thaler v. Vidal事件、2022年）。このような背景から、USPTOは**AI時代に即した発明者認定のガイダンス整備に乗り出しました**。

米国ではまず**2024年2月13日に旧ガイダンス**（ディレクター長官Kathi Vidal氏の下で策定）が発表され、AIの関与した発明における発明者の判断基準が示されました ⁶。旧ガイダンスでは、複数人の共同発明の判断に用いられる「**Pannuテスト**」（**貢献の有意性を評価する3要件**）を、たとえ発明者が一人の場合でも**AIが関与する発明には適用する**という独自のアプローチを取っていました ⁷ ⁸。すなわち「**AIシステムを用いて一人で発明した場合でも、その人が各クレームに対して“有意な貢献”をしたといえること**」が発明者と認められる要件とされ、**人間の寄与が各クレームごとに不十分な発明は特許を与えない**との基準が示されたのです ⁹。この基準は**AIが生み出したアイデアを人が単に認識しただけでは発明者と言えないこと**を強調し、発明者として認められるにはAIの支援によって得た発明についても人間が質的に重要な創作的貢献をしている必要があるとされました ¹⁰ ¹¹。

しかし2025年1月、米国大統領による**大統領令14179号「米国のAIリーダーシップの阻害要因除去」**が発出され ¹²、各政府機関に対し**前政権下で策定されたAI関連方針の見直し**が指示されました。この流れを受け、USPTO新長官のJohn Squires氏は旧ガイダンスの再検討を行い、**2025年11月26日に新ガイダンスを発表**しました ¹³ ¹⁴。新ガイダンスでは旧ガイダンスを「**その全てを撤回する**」と明言し ¹⁵、Pannuテストを単独の発明者事案に当てはめる従来手法を正式に**廃止**しています ¹⁶。これは、Pannuテストが本来**複数の自然**

人発明者間で誰が共同発明者となるかを判断するためのものであり、AIは法的には「人」ではない以上、一人の人間+AIという状況で共同発明の枠組み自体が成立しないとの理由によるものです¹⁷。実際、新ガイドランスは「AIシステムは人ではないため共同発明者になり得ず、よって人間一名+AIのケースで共同発明の検討自体が不適切」であると述べ、Pannu基準の適用外であることを明確にしました¹¹⁸。

具体的な変更内容： 新ガイドランスの核心は「発明者認定の法的基準は、AIが使われたか否かに関わらず一律である」と宣言した点です²。従来の特許法上の発明者概念（自然人による発明の「構想」が基準）をそのまま適用し、AI支援発明だけに特別な基準や新しい要件を設けないことが強調されました²。USPTOの発表も「AIを使ったかどうかに関係なく、発明者認定には同じ長年の法基準が適用され、新たな基準は設けられない」と述べています²。またAIは研究データベースや実験装置と同様に発明の補助ツールであって、発明者自体ではないとの位置付けが明言されました¹⁹²⁰。この点について新ガイドランスは、「AIシステム（生成AI等）は人間の発明者が用いる道具であり、サービスやアイデアを提供することはあっても、それ自体が発明を構想した存在にはならない」と説明しています²¹²²。つまり人間がAIから得たアイデアを活用して発明を完成させても、発明の着想（conception）自体は最終的に人間の精神的行為として評価されるという立場です²³²⁴。新ガイドランスにおいては特に「1人の自然人がAIの支援を受けて発明した場合、その者が従来の発明の構想基準を満たしていれば発明者と認められる」と明記されました²⁵²⁶。

また、新ガイドランスでは共同発明（複数の人間）についても基本原則は不変であることが述べられています。複数の自然人がAIを使って発明した場合には、**各人が共同発明者足りうるかを通常の共同発明の基準（Pannu判決が示した3要件など）に従って判断するとしています²⁷**。AIのツール使用は人間同士の共同発明の分析に何ら影響を与えず、人間の貢献を従来通り評価するだけだという点も強調されました²⁸。

このように2025年11月改訂ガイドランスは、旧ガイドランスの特殊基準を撤廃して法原則に立ち返し、AI支援発明にも通常の発明と同一基準を適用する方向に舵を切ったものです。その背景には、前述の大統領令で示された政策転換、すなわち「過度に厳格な要件は米国のAI分野の競争力を阻害しかねないため是正する」という政府方針があります¹²²⁹。USPTO長官Squires氏によれば、新ガイドランスはまさにこの大統領令を実行に移すものであり、前政権下の方針を見直して米国のAIイノベーション促進に資する内容となっています²⁹。その結果、企業や研究者にとっては「AIを活用した発明でも従来と同様に特許を取得できる」との明確なメッセージが示され、市場における法的不確実性が払拭される効果が期待されています。

2. AI支援発明に関する特許適格性と発明者定義の新見解

特許適格性に関する見解： 新ガイドランスは、AIの助けを借りた発明であっても、それ自体が特許法上排除されるものではないことを明確にしています。実際、「AIの関与が発明を特許不能にすることはない」とする趣旨がUSPTOから示されており³、人間の関与さえ適切ならAI支援発明も他の発明同様に特許を受ける資格があるとの姿勢です³。ただし、その前提として「発明者」が法に定める条件を満たすことが求められます。米国特許法35条101項は発明の特許適格性を定めていますが、「『発明』とは発明者の構想を指す」との判例（Pfaff事件）もあるように³⁰、**発明者の存在とその構想行為が特許付与の大前提です³⁰**。ゆえにAIが完全に自律的に生み出したアイデアで、人間がその内容を理解・具体化していない場合、適切な発明者（自然人）がいなかったため特許取得は認められないことになります。この点は「AIのみが創出し人間が全く寄与しない発明は現行法では特許を与え得ない」との各国の裁判例とも一致する考え方です³¹³²。

新ガイドランスが示す特許適格性のポイントは、AIを活用した発明でも少なくとも一人の人間がその発明の全貌を把握し、発明の具体的なアイデアを心に描いている（従来いう「構想が完成している」）ことが必要だということです²³²⁴。言い換えれば、AIが生成した部分的なアイデアであっても、それらを組み合わせて課題を解決する具体的な解決策を人間が認識・理解し、自らの発明として確定させていれば、その人間を発明者として特許を受けることが可能です²⁴³³。USPTOは「人間が独立に発明を理解・記述できるなら、たとえ最初にピースを組み立てたのがAIであっても、その人間が発明を構想したことになる」と解説しています²⁴³⁴。

これに関連して、新ガイドンスでは「**構想 (conception)**」の概念が改めて強調されています。連邦巡回控訴裁判所の判例が示す通り、**発明の構想が発明者認定の要 (touchstone)** であり³⁵、構想とは「**発明者の心の中に具体的かつ確定的な発明のアイデアが形成されること**」と定義されています³⁵³⁶。構想が完成するためには、発明者が発明の全ての要素を理解しており、「**そのアイデアを実施するのに追加の過度な実験を要しない**」程度に明確になっている必要があります³⁷³⁸。この基準に照らすと、AIから得たヒントや設計案であっても、人間がそれを単なる未完成な出発点としてではなく、**具体的解決策として認識・説明できる段階に達していれば構想が完了したとみなされます**²³²⁴。逆に言えば、**人間が理解・説明できないブラックボックス的なAI生成物は、そのままでは発明者の「心の中の発明」とは呼べず、特許を取得するには不十分**ということになります。

発明者の定義に関する見解： 新ガイドンスは改めて「**発明者は自然人（人間）に限られる**」との原則を強調しました³⁹。米国特許法100条(f)項の定義も引用され、「『**発明者**』とはその発明の主題を発明または発見した**個人**を指す」と明示されています³⁰。ここでいう「**個人 (individual)**」は判例上「**人間**」を意味すると解釈されており⁴⁰、AIや法人など自然人でない存在は発明者にはなり得ません。USPTOは「**AIは発明者の地位を与えられないことは連邦巡回裁判所の判決で確立済みである**」と述べ²³⁴¹、AIを発明者欄に記載した特許出願は受理しない方針を改めて示しています⁴²⁴³。事実、新ガイドンスでは「**AIシステムやその他の非自然人を発明者として記載した出願の全クレームに対して、35 USC 101および115条に基づく拒絶を行う**」と明言されています⁴²⁴⁴。これは発明者欄にAIのみならず、人間とAIの両方が記載された場合も同様で、**発明者欄に記載できるのは人間のみ**との厳格な立場です。

またAIの貢献の位置付けについて、新ガイドンスは明確な比喻を用いて説明しています。「**AIシステムは実験室の装置、コンピュータソフト、研究データベース等と同様に、人間の発明者が発明過程で使用する道具である**」との表現が使われ²¹²²、AIから得られるアイデアも「**発明者が利用した他者のアイデア提供や助力**」と同様に扱われるとしています²¹²²。判例上、人から助言やヒントを得ても**その提供者全員が共同発明者になるわけではない**（発明者はあくまで構想をした者）ことが認められていますが⁴⁵²²、AIもそれと同じく**発明者ではなく発明の手助けをする存在に過ぎない**という位置付けです²¹²²。言い換えれば、AIは高度で能動的な道具であり、そこで生まれたアイデアであってもそれを**発明として成立させるか否かは結局人間次第**だという考え方です。

まとめると、新ガイドンスによって示された新たな見解は、「**AI支援発明も適切な人間の関与があれば特許対象となりうるが、AI自体を発明者と認めることはない**」というシンプルな原則に集約されます³⁹。そしてその原則に沿って、**人間による発明の構想こそが特許制度の根幹である**との立場が再確認されました³⁰。この見解は米国のみならず国際的にも主流となっている考え方であり（後述の比較参照）、今回USPTOはそれを改めて明文化した形と言えます。

3. 米国内法務への影響（特許出願・審査・係争への影響）

特許出願・審査への影響： 新ガイドンスの発表により、**米国での特許出願手続や特許審査実務における指針が統一的かつ明快になりました**。まず、出願人にとって重要なのは**発明者欄の記載ルールの再確認**です。従来からAIを発明者として記載することは認められていませんでしたが、新ガイドンスはそれを改めて強調し、**もし出願書類上でAI（や他の自然人でないもの）が発明者とされていた場合には、全クレームが発明者不適格（35 USC 101・115違反）として拒絶の対象になるとしています**⁴²⁴⁶。したがって出願人は**発明者として記載するのは人間のみ**とし、たとえ開発にAIが深く関与していても**AIの名前等を発明者欄に書かないよう留意**する必要があります。この点は**国際出願から米国に移行する場合にも重要**です。新ガイドンスでは「**外国出願でAIのみが発明者とされた出願からの優先権主張は米国では認められない**」と明言されています⁴⁷⁴⁸。例えば海外でAIを発明者の一人として認めている国（※現在ほとんど存在しません）に出願し、その優先権を主張して米国に出願する場合、**米国では少なくとも一人の自然人発明者が共通していなければ優先権は認められない**ということです⁴⁹⁴⁸。具体的には、外国出願がAI単独発明者なら米国では受理不可、外国出願が人間+AIの共同発明者なら**米国出願時にAIを除く人間のみを発明者として記載する必要があります**⁵⁰

51。これは米国以外での出願戦略にも影響する点であり、グローバルに出願する企業は各国の発明者要件の違い（後述）を踏まえて米国で不利益が生じないように出願人情報を調整することが求められます。

審査の現場では、USPTOの審査官に対し今回のガイダンス内容が周知徹底され、統一的な対応が図られる見込みです。旧ガイダンス下では、審査官が各クレームについて人間の「有意な貢献」があったかどうかを検討する可能性も指摘されていました。しかし新ガイダンスによりそのような特別な審査手順は不要となり、審査官は発明者欄に記載された人間が実際に発明の構想者かどうか（これは通常は宣誓書で保証されます）を従来通り扱えばよくなります⁵²⁵³。USPTOも「出願データシートや宣誓書に記載された発明者が実際の発明者と推定される」旨を述べており⁵⁴、基本的には出願人の申告を信用する建前です。従って、審査段階で特許庁が積極的に「この発明は人間が本当に考えたのか？」と詮索するケースは考えにくく、AI支援発明であること自体は審査上問題とはならないでしょう。むしろ出願人側がうっかりAI名を記載するといった形式面の不備に対して拒絶理由が通知されることになるため、出願時の形式チェックがより重要になります。企業は発明提案書など内部資料を基に適切な発明者を選定し、AIや法人名が紛れ込まないよう細心の注意を払う必要があります。

係争・特許無効化への影響： 新ガイダンスは米国内の特許係争にも間接的な影響を及ぼすと考えられます。特許訴訟においては、特許が無効と主張される理由の一つに「発明者の誤記（誤った人を発明者とした）による特許無効」があります。今回のガイダンスは「AIを発明者として記載できない」ことを改めて確認したため、AI関連発明の特許について第三者が「真の発明者はAIであり人間発明者の記載は誤りだ」と争う余地は原則なくなつたとも言えます。裁判所がそのような主張に直面した場合も、「AIは法的に発明者になり得ない以上、AIを記載しなかったこと自体は誤記ではない」という明確な理屈が成り立ちます⁴⁵。したがって、特許権者がAI支援発明の特許を行使する際に「発明者不在だから無効ではないか」との攻撃を受けるリスクは低減したと言えるでしょう。実際、米国の裁判所は既に「AIが生み出した発明にAI自身が特許を受けることはできない」と判断していますが⁵⁵、「AIの助けで人間が発明した場合にその特許が有効かどうか」については未だ判例がありません⁵⁵。今回USPTOが統一基準を示したことにより、今後係争でこの論点が提起された際にも「判断基準は通常の発明と同じ」という前提で議論が行われると予想されます。

一方で、発明者の実質的要件（その人が本当に構想したか）の問題は依然残ります。仮に特許の実際のアイデアが人間からではなくAIから出ており、名義上の発明者（人間）はそれを理解せず鵜呑みにしていただだけという極端なケースでは、その人は法的には発明者とは言えず、特許は無効となり得ます。新ガイダンスは特別な新基準を設けませんでした。それは裏を返せば「発明者と認められるには従来の構想基準を満たす必要がある」ということです²³²⁴。従って、今後の係争では「名義上の発明者が本当に構想したのか？」が争点となる可能性があります。この点についてある法律解説は、AIを用いた場合でも特許出願人には重要情報の開示義務（duty of disclosure）が及ぶことを指摘しています⁵⁶。具体的には、もしAIの関与が大きすぎて人間発明者が従来基準の構想を行っていないと示す事実（例えば「人間はAIの出力を理解できていなかった」等）がある場合、それは特許性に関わる重要事項として特許庁への開示が望ましいと論じられています⁵⁶⁵⁷。これを怠り人間がさも発明したかのように出願すると、後に発覚した際に特許無効や出願人の不誠実を問われるリスクがあるためです。

もっとも、実務上は企業もそうしたリスクを意識して発明内容を精査した上で出願するでしょうから、過度に心配する必要はないかもしれません。重要なのは、今回のガイダンスでUSPTOが明快な方針を示したこと、特許実務の不確実性が減り、出願人・審査官双方にとって扱いやすくなったという点です。特に旧ガイダンス時に議論を呼んだ「各クレームごとに人間の有意な貢献が必要」との要件が撤回されたため¹¹⁸、出願段階で発明ごとの“人間貢献度”を細かく解析・立証するといった負担も軽減されました。これは米国内の特許出願件数やAI関連発明の権利化にも好影響を与えるでしょう。企業は今後、AIを積極活用した発明でも適切に人間が関与していれば遠慮なく特許出願できるようになり、AI技術分野の特許出願が一層促進される可能性があります。

4. 技術開発と企業の知財戦略への影響

技術開発現場への影響： 新ガイダンスの方針は、企業のR&D部門がAIツールを用いてイノベーションを創出する際の姿勢や手続きを見直す契機となります。まず、研究者・技術者がAIを使って発明に至った場合の「発明者」認定をどう行うかが明確化されたことで、現場ではAI活用と発明の創出を両立させるためのルール作りが重要になります。企業は社内の発明者記載ポリシーをアップデートし、AIが関与したプロジェクトであっても正しく人間の発明者を特定し記載する手順を整備すべきです。

具体的には、発明の創出過程のドキュメンテーションが一層重視されるでしょう。例えば、AIツールを用いて得られたアイデアや設計候補について、誰（どの研究者）がどのように問題を設定し、AIからどんな提案を得て、それをどう評価・採用したのかといった経緯を記録しておくことが有用です⁵⁸⁵⁹。Morgan Lewis 法律事務所の指摘によれば、出願人（企業側）は「誰がAIシステムを設計・訓練し、また誰がプロンプトを入力して発明の概念を得たのか」を文書化しておくべきとされています⁵⁸⁵⁹。こうした記録は、後で発明者を確定する際の根拠となり、万一係争になった場合にも人間の貢献を裏付ける証拠となります。また、AIにどこまで任せ、人間がどこから介入したかを把握しておくことで、人間が実質的に構想した部分とAIの助力部分を切り分けられ、特許請求の範囲の書き方にも反映できます。極端に言えば、もしAIが生み出した成果を人間が全く理解できていないようであれば、そのアイデアをそのまま特許にするのは避け、代わりに人間が理解でき応用できる形になるまで研究を深めてから出願するといった判断も必要でしょう。新ガイダンスはAIの使用それ自体は問題にしない一方で、人間が「理解していること」「構想していること」を暗に求めているため、企業内でAI活用と人間の創造性とのバランスを取ることが肝心です。

発明者記載方針への影響： 旧ガイダンス下では、各クレームごとに人間の寄与が必要とされたため、企業によっては「AIが自動生成した部分はクレームに入れない」「発明者に含めない」等の慎重な対応を検討したケースもあったかもしれません。しかし新ガイダンスではそのような特別な要件が無くなったため、基本原則（実際に発明を着想した人のみが発明者）の遵守に集中すれば良いことになります。企業は発明届出書や発明者宣誓書の運用を再確認し、AIツールを使用したプロジェクトでも適切な発明者が選定できているかをチェックすべきです。例えば、AIを使った結果を分析して発明に昇華させた研究者がいるならその人を発明者とし、単にAIへの入力を行っただけで発明の核心を理解していない者は発明者に加えない、といった適切な線引きが求められます。場合によっては、AIからの出力を評価・選別したり改良したりした人や、問題設定やAIモデルの訓練で創造的貢献をした人が発明者候補となり得ます。一方、AIの操作をした技術者であっても、その操作が単なるルーティンや指示通りの作業であれば発明者には該当しません⁶⁰。新ガイダンスで引用された旧ガイダンスの例でも、「問題をAIに提示しただけの者」は通常AIの出力の発明者とは言えないが、「特定の解決策を引き出すことを意図してAIへの入力を工夫した者」は発明者となり得ると整理されていた⁶⁰¹¹。この考え方は今後も有用であり、企業はプロンプトエンジニア等の役割を含め、誰が発明の本質的なアイデアに貢献したかを丁寧に見極める必要があります。

知財戦略への影響： 新ガイダンスにより、企業の知財戦略全般にもいくつかの影響が考えられます。まず、AI活用に伴う特許リスクが低減したことで、AIを積極的に導入した研究開発を知財面で後押しできるようになりました。企業は「AIを使うと発明者の扱いが厄介なので特許化を避ける」といった消極策を取る必要が減り、むしろAIを駆使した発明もどんどん特許出願して保護する戦略を取りやすくなります。実際、USPTO 自体が「AIを用いた発明も人間の発明として特許で保護され得る」との明確なメッセージを出したことは、イノベーション促進政策の一環と位置付けられます¹²²⁹。この点、経営層や知財部門は社内にも周知し、研究者がAIを活用することを萎縮させない風土作りが重要です。

他方で、発明の選別や他の知財手段との併用についても再検討が必要でしょう。もしAIの関与度が非常に高く、人間の貢献がわずかしかなければ発明があった場合、それを無理に特許出願しても将来的な特許有効性に疑問符が付くリスクがあります。そのような場合は、特許以外の保護手段（例えば企業秘密として保持する等）を検討することも戦略の一つです。特許は公開が伴うため、人間発明者が薄弱な発明を無理に出願して内容を開示してしまうと、仮に特許が無効になった際に競合他社にただ知見を与える結果にもなりかねません。そこで、発明毎に人間の関与度とビジネス上の価値を評価し、特許出願するか否かを判断することが重

要になります。AI生成による発明アイデアを起点に追加の人間の発明を重ねて強い特許性を持たせてから出願するといった工夫も考えられます。

さらに、社内教育とガバナンスの面でも対応が求められます。研究者・開発者に対しては、AIを利用した場合でも自分の頭で発明を理解・整理することが肝要であり、AI頼みでブラックボックスな成果物をそのまま出願しないよう指導すべきです。発明提案書の様式に「AIツール利用欄」を設けて、使用したAIツール名やその役割、人間が行った創意工夫を記載させるのも一案でしょう。そうすれば知財部門が発明の成り立ちを把握し、適切な発明者選定と権利化方針を決定できます。また、AIを使った発明では通常以上に発明者漏れや誤認が起こり得ることに注意が必要です。複数の研究者が関与した場合、その中で誰が発明のキーとなる着想を得たのかを見誤ると、あとで発明者追加・訂正の手続きをする羽目になりかねません。新ガイダンスでも「複数人+AI」の場合は通常の共同発明ルールに従うとされています⁶¹、共同発明者の範囲を正しく設定することが引き続き重要です。特にAIプロジェクトではデータサイエンティスト、ドメイン専門家、エンジニアなど様々な人材が関与するため、その全員が発明者かという点必ずしもそうではない**ことを踏まえ、真に創造的貢献をした者を見極めなければなりません。

以上のように、新ガイダンスは企業の知財戦略に安心感を与える一方、適切な社内ルール整備と意識向上を促すものと位置付けられます。経営層および知財・R&D部門は、この機会に「AI時代の発明創出と知財保護」に関する社内方針をアップデートし、ルールと教育を徹底することが望ましいでしょう。

5. 米国以外の制度比較（日本・欧州・中国）と示唆

新ガイダンスの位置付けを理解するには、米国以外の主要知財制度におけるAI支援発明の取扱いを比較することが有用です。結論から言えば、米国の方針は日本・欧州・中国を含む主要国と同様に「発明者は人間のみ」という点で足並みを揃えており、今回の改訂でその姿勢をより明確にした形です⁶²⁶³。以下、各地域の状況を概観します。

・日本：日本でもAIを発明者として扱うことは現行法上できません。特許法上、出願書類には「発明者の氏名」を記載することが求められていますが、ここでいう「氏名」は自然人を前提とする概念です⁶⁴⁶⁵。2024年5月には東京地裁が、そして2025年1月30日には知的財産高等裁判所（知財高裁）が「日本の特許法制度は自然人が発明者であることを前提としており、AIが完全に自律的に生み出した発明には特許を付与できない」との判断を示しました³¹³²。知財高裁判決では、特許法の文言や仕組みを詳細に検討した上で「発明者が自然人であることは制度上の要請であり、AIによる発明には法律上の権利付与と手続が存在しない」と明言されています³²⁶⁶。例えば職務発明の規定でも「自然人である発明者」が前提となっており、法人等には発明者資格がないことなどを根拠に挙げ、現行法の下ではAIがいかに創造的であっても特許権を認められないと結論付けました⁶⁷⁶⁸。日本特許庁（JPO）も出願人に対し、国際出願などでAIを発明者として記載したまま国内移行すると補正指令（人の名前に直せという指示）が出る旨を周知しています。以上より、日本は立法変更が無い限り米国同様に「発明者＝人間」の原則を堅持していくものと考えられます。なお、日本でも「発明の定義は人間の創作に限るのか」という立法論が議論され始めていますが⁶⁹⁷⁰、少なくとも現時点では判決が示すように法律解釈上AI発明は許容されない状況です。

・欧州（および英国）：欧州特許条約（EPC）や各国特許法も発明者は自然人であることを暗黙の前提としています。欧州特許庁（EPO）の審判部はDABUS事件の審理において「発明者は法律能力を有する自然人でなければならない」と判断し、出願人による「DABUSを発明者とする」請求を認めませんでした⁷¹。EPOは条約上明文で「発明者＝自然人」と規定しているわけではありませんが、「inventor」という語の通常の意味からして人間を指すとの解釈です⁷¹。さらに、自然人以外には発明者としての権利能力がない点（法人やAIは発明者としての権利主張ができない）も理由として挙げられました⁶²⁷²。英国でも同様に、特許法に基づき「発明者は自然人のみ」との判断が最高裁まで一貫して維持されています。2023年、英国最高裁判所はAIを発明者とする出願を認めない判断を下し、「特許法上、発明者とは自然人を意味し、AIは人ではない以上発明者になれない」と結論付け

ました（Thaler v. Comptroller-General事件）⁷³。欧州ではEUレベルでもAIと知財の議論は進んでいますが、特許制度における発明者の定義変更は具体化していません。むしろ各国司法判断は足並みを揃えて「現行法の下ではAI発明に特許は与えられない」との立場を示しており⁶²⁷²、米国の今回の改訂ガイダンスもこの国際的潮流と合致するものです。

- ・中国： 中国国家知識産権局（CNIPA）もAIを発明者とは認めない方針を明確化しています。中国でのDABUSに関する審査では、2023年12月の審査判断で「発明者制度の立法目的からして、発明者とは関連する権利を有する主体でなければならない、AIは民法上の主体（自然人・法人等）に該当しないため、発明者にはなり得ない」との結論が示されました⁷⁴⁷⁵。さらにCNIPAは2024年1月施行の改訂審査基準において、「発明者は個人でなければならない。AIの名前を発明者欄に記載してはならない」と明記し⁷⁶、ルール上もAI発明者を明確に排除しました⁷⁶。このように中国も米欧日と同様に発明者は人間のみという立場であり、少なくとも現行制度ではAI単独発明には特許付与しない運用です。ただし、中国はAI分野で積極的な国家戦略を展開しているため、将来的に何らかの形でAI生成発明の保護を検討する可能性は否定できません。しかし2023年に五大特許庁（IP5）がミュンヘンで開催した会合でも「発明者は自然人」という共通認識を再確認しており⁷⁷、国際的には当面この原則が維持される見通しです。

以上をまとめると、主要国はいずれもAIを発明者と認めない点で一致しており、今回の米国ガイダンス改訂はむしろ国際整合性を高めた対応と言えます。旧ガイダンスでは米国が独自に「有意な人間貢献」テストを打ち出していましたが、これを撤回したことで発明者認定に関する各国のアプローチは非常にシンプルな共通原則（人間のみ）に収束しました。これはグローバル企業にとって嬉しい点であり、どの国でも基本的には人間の発明者がいない出願は成立しないと割り切ってR&Dと特許戦略を立てれば良いことになります。もっとも、この世界的な原則は裏を返せば「AIが完全に自律的に生み出した発明は現行制度では保護できない」ことを意味し、各国の判決でも立法的対応の必要性に言及するものがあります⁶⁹⁷⁰。日本の判決でも「この問題は立法府で検討されるべき」という示唆がなされました⁷⁰⁷⁸。米国でも議会でAIと知財に関する公聴会が開かれるなど（2023年、「AIと知的財産」公聴会）制度検討の動きはあります⁷⁹⁸⁰。しかし現時点では各国とも具体的な法改正には至っておらず、企業としては当面「発明者＝人間」の前提で各国特許を取得していくしかない状況です。その意味で、今回のUSPTOガイダンス改訂は各国と足並みを揃えたものであり、グローバルに見ても特別異質なものではないと言えるでしょう。

6. 今後の実務上の留意点と推奨アクション

今回のUSPTOガイダンス改訂を踏まえ、企業や特許実務家が取べき具体的なアクションを以下に整理します。

- ・① 発明者選定プロセスの見直しと徹底： 企業は社内の発明提案・出願プロセスにおいて、AIツールを使用したプロジェクトから生まれた発明の発明者選定基準を明文化し、従業員に周知すべきです。具体的には「発明の核心となるアイデアを誰が構想したか」を重視し、AIが生成しただけで人間が理解・確認していないアイデアは特許出願しない、出願する場合はそのアイデアを理解し応用した人を発明者とするなどの指針を設けます。また、発明提案書にAI利用の有無や人間の貢献内容を記載する欄を追加し、発明者決定の参考情報を蓄積することも有効です。発明者欄への記載ミス（AI名の記載等）は致命的な不備となるため、チェック体制を強化して誤りを防止します。
- ・② AI活用の記録とドキュメンテーション： 開発チームには、AIを用いた発明ではその経過を詳細に記録するよう指導します。誰がどのようにAIを使い、どの段階でどんな発想を得て、最終発明に至ったかをメモやレポートに残す習慣を付けます⁵⁸。これらの記録は、後日発明者の正当性を証明する資料となり得ますし、発明の新規性・非自明性を裏付ける技術ログにもなります。また、AIの出力そのものも社内適切に保存し、人間が付与した付加的アイデアとの差分を明確化できるようにしておくとい良いでしょう。これは将来万一特許係争で「人間の貢献度」を問われた場合にも役立ちます。

- ・③ **特許戦略上の判断基準整備**: R&D戦略や知財戦略の観点から、どのようなAI関連発明を特許出願するかの社内基準を再評価します。前述の通り、人間の貢献が極めて少ない発明は特許に頼らず別の方法で保護（あるいは公開して先使用权や業界標準化を狙うなど）する選択肢も考えられます。一方、人間がしっかり関与した発明は積極的に特許取得を目指します。今回のガイダンスで**米国特許取得への心理的ハードルは下がったため、以前は懸念から見送ったAI関連発明も再検討して特許ポートフォリオに加えることを検討すべきです**。特に**競合がAIを活用している分野では、躊躇なく出願して特許網を構築し、自社の技術優位を保護することが重要です**。
- ・④ **グローバル出願戦略の調整**: 米国以外も含め特許を取得する場合、**各国の発明者要件を踏まえた対応が必要です**。幸い主要国は「人間のみに」と一致していますが、例えば**欧州特許出願でも米国同様にAI発明者は認められませんし、中国出願でも同様です**⁷⁶。したがって**基本的に全出願で人間発明者のみを記載し、かつ全ての国で共通する発明者グループとなるよう調整します**。万一一部の国で異なる発明者を記載した場合、後の係争で発明者争いとなるリスクもありますから、**各国出願時に発明者の食い違いが出ないように統一します**。また、**外国で仮にAIの記載が許容される動き**（現状では南アフリカが一時的に認めた例があります⁶²）があっても、**米国で不利益とならないよう人間を含める方針を貫くべきです**^{49 48}。
- ・⑤ **継続的な法動向モニタリング**: AIと知財を巡る法制度は今後も進化する可能性があります。各国で**立法検討や新たなガイダンスの発出があれば、自社の方針に即座に反映できるよう情報収集体制を整えます**。例えば、欧州連合やWIPOでAI創作物の知財保護について議論が進めば、特許制度への影響も注視します。また米国でも、**議会やUSPTOが将来的にAIを巡る新たな施策（例えば発明者の定義変更やAI創作に対する別制度創設など）を打ち出す可能性があります**。経営層や知財部門は、法律事務所のニューズレターや業界団体（AIPLAやLESなど）の情報を活用し、**最新動向を把握して戦略を柔軟にアップデートすることが重要です**。
- ・⑥ **社内教育と倫理ガバナンス**: 最後に、人材面の対応として**AIと発明に関する教育を強化します**。研究者・エンジニアに対し、新ガイダンスの内容を共有し、**AIは発明の補助ツールであって発明者ではないこと、自らの創意工夫が発明者として求められることを理解させます**。AIに過度に依存せず**人間の洞察と創造力を組み合わせることが良い発明と特許取得につながる**とのメッセージを伝えることも大切です。また、AIの利用に関する倫理指針も含め、例えば**生成AIから得たアイデアであっても適切に引用・権利処理すること**（公開情報から学習したモデルの場合、他者の権利侵害にならないよう注意する等）も指導します。知財戦略は技術戦略・人材戦略と表裏一体です。**AI時代における発明者意識と知財リテラシーを社員に醸成することが、長期的には企業のイノベーション力と特許競争力の向上につながるでしょう**。

以上、2025年11月改訂のUSPTOガイダンスを起点に、AI支援発明の取扱いに関する包括的な分析と提言を述べました。**米国の新たな方針は国内外の動向と調和したものであり、企業にとってはAIと知財の両面で戦略立案を進める追い風となるはず**です。経営層・R&D幹部・知財幹部の方々には、本レポートの内容を踏まえ、ぜひ自社の現状を点検し今後の対応策を講じていただくことを推奨いたします。新ガイダンスが示すように、「**AIはあくまで道具、発明は人が行うもの**」という原点に立ち返りつつ、AIを最大限活用したイノベーション創出とその知的財産による保護に向けた取り組みを加速させていきましょう。

参考文献・出典（抜粋）：

- ・USPTO「AI支援発明の発明者指針（2025年11月改訂）」（連邦官報）^{81 21}
- ・USPTO発表「新たなAI支援発明の発明者ガイダンス」（2025年11月26日）^{82 12}
- ・Reuters通信「米国特許庁、AI支援発明の新指針を発表」（2025年11月26日）^{19 55}
- ・IPWatchdog解説「USPTO、新AI発明者ガイダンスを発表（旧指針を撤回）」^{1 39}
- ・Losey法律事務所解説「USPTO方針転換：AIは法的に発明者となりうるか」（2025年11月）^{53 56}
- ・Nagashima&Ono記事「知財高裁、AIは発明者に記載不可と判断」（2025年5月）^{31 67}

- IPKatブログ「DABUS、中国での特許申請事例」（2024年5月） 74 76
 - Sterne Kessler所報「世界におけるAI発明者問題の展望」（2025年1月） 71 69
-

1 2 6 7 8 9 13 14 18 29 39 USPTO Issues New AI Inventorship Guidance, Snubs Vidal's Approach - IPWatchdog.com | Patents & Intellectual Property Law USPTO Issues New AI Inventorship Guidance, Snubs Vidal's Approach

<https://ipwatchdog.com/2025/11/26/uspto-issues-new-ai-inventorship-guidance-snubs-vidals-approach/>

3 10 11 60 Patent Office Issues New Guidance on Inventing with AI - Barley Snyder

<https://www.barley.com/patent-office-issues-new-guidance-on-inventing-with-ai/>

4 5 15 16 17 21 22 25 26 27 28 35 36 37 38 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 61 81 Federal Register :: Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>

12 30 54 82 Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/3fcfa31>

19 20 55 US Patent Office issues new guidelines for AI-assisted inventions | Reuters

<https://www.reuters.com/legal/government/us-patent-office-issues-new-guidelines-ai-assisted-inventions-2025-11-26/>

23 24 33 34 41 USPTO Director Revamps Guidance on AI-Assisted Inventions, Mark Hagedorn

<https://ip.btlaw.com/post/102lw6u/uspto-director-revamps-guidance-on-ai-assisted-inventions>

31 32 64 65 66 67 68 AI Update – AI Inventorship: IP High Court in Japan Rules AI Cannot Be Listed as Inventor – Legal Developments

<https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/ai-update-ai-inventorship-ip-high-court-in-japan-rules-ai-cannot-be-listed-as-inventor/>

40 62 63 69 70 71 72 73 78 79 80 AI IP Year in Review - AI Inventorship: Navigating Patent Rights Around the Globe | Sterne Kessler

<https://www.sternekeessler.com/news-insights/insights/ai-ip-year-in-review-ai-inventorship-navigating-patent-rights-around-the-globe/>

52 53 56 57 USPTO reverses course: Is AI a legal inventor for patent applications? - Losey

<https://www.losey.law/uspto-reverses-course-is-ai-a-legal-inventor-for-patent-applications/>

58 59 AI Patent Protection and Litigation: Key Takeaways for Innovators and Companies – Publications

<https://www.morganlewis.com/pubs/2025/11/ai-patent-protection-and-litigation-key-takeaways-for-innovators-and-companies>

74 75 76 77 DABUS in China: So far, it is 0–2 - The IPKat

<https://ipkitten.blogspot.com/2024/05/dabus-in-china-so-far-it-is-02.html>